

～ 特集 ～

ラオス法制度整備プロジェクト ―民事判決書マニュアル―

国際協力部教官

田 中 嘉寿子

この特集は、本誌 30 号で紹介した JICA ラオス法制度整備プロジェクト（2003 年 5 月～2007 年 5 月）のうちの民事判決書マニュアル作成支援について紹介するものである。本特集の構成は、以下のとおりである。

1 ラオス民事判決書マニュアル作成支援について

井関 正裕 氏（元大阪高等裁判所部総括判事，関西大学大学院法務研究科特別任用教授，弁護士）

2 ラオス民事判決書マニュアル及び附属判決例 1－4（仮訳）¹

判決書マニュアル作成に至る経緯，井関先生の現地短期専門家派遣状況等については，本誌 30 号を参照されたい。

ラオス民事判決書マニュアルの構成は

第 1 章 判決に関する一般概念

第 2 章 質の高い判決起案に寄与する民事訴訟手続

第 3 章 民事判決の構成及び起案

モデル判決書 1－4

判決起案演習問題（訴状，答弁書，書証 11 種類）

である。

裁判官が参照すべき執務マニュアルがなく，統一的な資格試験や修習制度がまだないラオスにおいて，判決とはどうあるべきものでどういう機能を有するものか（第 1 章），訴訟運営をどうすべきか（第 2 章）及び判決の具体的な書き方（第 3 章）ラオスの全裁判官約 600 名に配布するため，JICA ラオス事務所において，2005 年に 600 部（第 1 章・第 3 章のみ）印刷され，2006 年に第 2 章完成後，再度 600 部（全 1－3 章）印刷され，それぞれ全ラオス裁判官に配布された。

2006 年 3 月，毎年最高人民法院で全国の裁判所長を集めて開催されている裁判所長協議会において，判決書マニュアルについて協議がなされ，以後普及活動が開始された。

完成版発行後，2007 年 1 月から，各地で普及ワークショップが順次開催された。

執筆者であるラオス最高人民法院判事らが講師となり，北部・中部・南部各 2 回と首都ヴ

¹ 判決書マニュアルの仮訳は，ラオス側がラオ語から英訳したものを和訳し，英訳自体の質が必ずしも高くはなかったため，多少意味の取りにくい部分や誤訳のおそれがあることを御理解いただきたい。なお，原文には演習事例も含まれているが，本誌では省略している。

ィエンチャン地区1回の計7回にわたり、各地の裁判官らに同マニュアルの概要を説明し、使用方法を周知する活動を継続しており、JICA ラオス事務所においてその状況をモニタリングしている（2007年12月でモニタリングも終了予定）。

ワークショップの開催状況は、以下のとおりである。

2007年1月15-19日	ルアン・ナムター州	参加者55名
2007年1月22-26日	ルアンパバーン州	参加者55名
2007年2月12-16日	アタプー州	参加者46名
2007年2月19-23日	チャンパサック州	参加者45名
2007年3月12-16日	カムアン州	参加者69名
2007年3月19-23日	ヴィエンチャン州	参加者70名
2007年12月（予定）	首都ヴィエンチャン	参加者40名（予定）

判決書を適切に書くことが裁判官にとっていかに大切であるか、ラオスの裁判官らも、井関先生の御指導の中で感じ取ってくれたと思われる。当職が初めて2001年にラオスの判決書の英訳を読んだ際、理由も記載されず、適用法条も書かれず、当事者の主張と認定事実が混在し、どの証拠をどう評価したのか全く不明であるのを見て、一緒に読んだドイツ人の裁判官（UNDP コンサルタント）とSIDAのスウェーデン人のコンサルタントとともに嘆息し、何とかしないとイケないと協議したのが、本プロジェクトで判決書マニュアル作成支援に至ったきっかけである。今回、改めて判決書マニュアルを読み返し、あのラオス人がこのマニュアルを作成したのかと驚きに耐えない。この間の井関先生の御指導がいかに彼らにとって重要かつ貴重であったか計り知れないといえよう。

また、人材に乏しいため執筆の遅れがちなラオス側の事情を御理解いただきつつ、根気強く本プロジェクトに関わり、懇篤な御指導を継続して下さった井関先生はもちろん、ラオス現地派遣長期専門家としてタイ語ができることから類似したラオ語を学習しつつ井関先生の指導をラオス人に伝え執筆を促進し、プロジェクト運営に尽力された小宮由美氏（現関東地方更生保護委員会保護観察官）と国際協力部教官として井関先生を補佐された関根澄子氏（現東京地方裁判所判事）に対し、紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。

さらに、執筆の遅れた第2章を完成させたのは、名古屋大学への留学から帰国された最高人民法院の裁判官であり、彼がその後の普及セミナーを主導しているのを聞き、留学その他の機会を活用して人材が育っていく過程を実感できたことも嬉しいことであった。

ラオスの民事訴訟制度が今後発展していく上で、この判決書マニュアルが果たす役割は非常に大きい。もちろん、適切な判決書の書き方は一朝一夕で身に付くものではなく、彼ら自身が今後精進する必要があるが、参照すべき文献資料や判例集のないラオスの裁判官にとって唯一無二の執務上の資料となるものである。

ラオスのプロジェクトはいったん終了するが、ラオスの司法制度が今後自立的に発展することを祈念している。

ラオス判決書マニュアル作成支援

関西大学法科大学院特任教授・弁護士

井 関 正 裕

第1 判決書作成支援の目的と機能

適切に作成された判決書は、次のような目的と機能を有している。

- 1 当事者に対し、裁判が法と証拠に基づく正当なものであることについて説得する。
- 2 国民や他の国家機関に対し、裁判の正当性、つまり裁判が法と証拠に基づいて正しくされていることを説明する。
- 3 判決書を作ることにより、判決が法と証拠以外のものに影響されることを防ぐことができる。
- 4 裁判官が法と証拠に基づき慎重に思索してなされることになる。これにより判決のレベルが向上する。
- 5 裁判官が既にされた判決書を参考とすることにより、法が統一的に適用されることになる。少なくとも裁判の質が向上する。

これらは発展途上国には極めて重要である。法は裁判により強制されるものであるから、判決書を良くすることは法の支配につながる。特に発展途上国では、裁判が法と証拠に基づいていないのではないかとの疑いを持たれやすいから、説得力のある判決書を作成することは極めて重要である。

良い判決書は、マニュアルに従うだけで書けるものではない。主張を適切に整理して、争点を確定する能力、法律知識、証拠評価の能力、表現能力などが必要である。日本でも一応のレベルの判決書を書けるためには数年の裁判官経験を必要としている。しかし、判決書として最低限度従うべき基本的なルールは存在するから、それを取り上げてマニュアルを作成することは有益である。ラオスにおける判決書の現状は第2のとおりであるし、裁判官の中には法学教育を受けていない者もあり、また、近年中に裁判官を大幅に増員する必要があるから、裁判官のための判決書マニュアルを作成することは大いに有益である。

日本は判決書につき長い歴史を持っている。日本の判決書スタイルは江戸時代にまで遡り、断絶なく変化発展してきた。英米法系とは異なり、日本の判決書では事実認定についても判断を示している。しかも、日本の判決は法と証拠以外のものからの圧力を全て拒否しており、判決書自体で説得をしている。これらの点からすると、日本が判決書作成の支援を担当するのは極めて適切である。

第2 従前のラオス判決書の特徴

ラオスの従前の判決書を検討すると、次の点もあることに気が付く。

- 1 主張欄で当事者の請求が明確に記載されないことがある。
- 2 主張欄の記載では、争点がどこに有ったのかが明らかでない。
- 3 主張欄でも理由欄でも、事実関係の経過が長々と述べられ、重要な事実（日本的に言えば要件事実）に焦点を合わせていない。
- 4 主張欄では、訴状又は答弁書において当事者が主張した事項が記載されるが、公判で主張した事項が記載されない。
- 5 争点についての判断につき具体的な理由が示されない。争点が事実認定の点にある場合でも、事実経過が物語風に平板に記載され、争点につきそれ以上の記載がされない。
- 6 事実認定に証拠が引用されない。
- 7 記載された事実経過が、当事者の主張なのか、証人の供述内容なのか、裁判所がした事実認定なのかが明らかでないような記載方法である。
- 8 どのような法が適用されたかが記載されないことがある。
- 9 文章が明確でない。
- 10 判決書には法に定める手続きを経たことが詳しく記載される。
- 11 判決書は個人差が強く、様式も統一されていない。

本支援では、上記の1ないし8の点を改善するように努力した。

第3 ラオスの裁判所制度と民事訴訟法

判決書に関係するところに限り、ラオスの裁判所制度、民事訴訟とその実務を簡単に説明しておく。

裁判所は、日本と同様に、最高裁判所（1）、控訴裁判所（1）、県裁判所（18）、郡裁判所（141、現実に設置されているのは41）の4級の裁判所があり（ほかに軍事裁判所、2003年憲法79条）、一審管轄を持つのは下位の2つの裁判所である（2004年民事訴訟法62条）。

裁判官は、独立で法に従ってのみ行動しなければならないとされている（憲法82条）。

他方、憲法56条は、国会常任委員会は、憲法及び法律の規定を解釈説明する権限及び責務を負うとしている。他方、裁判所法5条は、法の定めがない事項については、裁判所は法の原則と判例に従って裁判すべきとしている。

公判と判決はどの裁判所でも3人の裁判官の合議体によりされる（憲法82条、民事訴訟法7条）。

民事訴訟では、申立主義が採られている（民訴法3条、4条）。明確な規定はないが、主張のないことは考慮されていない。職権証拠調べも許される（民訴法20条）が、現実には少ないらしい。自白の規定はないが、当事者が関与した事実については自白があれば、そのとおりの認定がされている。自由心証主義が採られている（民訴法22条）。事実認定では、書証が重視されている。

訴え提起後公判までの間に、裁判官による事前調査があり、証拠が収集される（民訴法 73 条以降）。こうして収集された証拠は判決の資料となる。その後に当事者出頭の上、公開法廷で公判が開かれ（民訴法 82 条, 83 条）、主として当事者本人に対する質問と当事者の弁論がされる。公判は原則として一回で終了する。公判終了後、裁判官 3 名は、法廷裏にある合議室で合議し、合議が終わると法廷に戻り、判決書が読み上げられる。公判当日に判決書読み上げが出来ないときは、7 日以内に判決書読み上げを行う（民訴法 84 条, 85 条）。

判決書の記載事項に関する法規定はない。実務での判決書は、導入部分（事件番号、当事者名、裁判官名、手続きの遵守など）、事件内容欄（日本の事実欄に相当する）、認定欄（日本の理由欄に相当する）、裁決欄（日本の主文欄に相当する）に分かれているが、各欄の記載事項は、判決書によって異なっている。

第4 支援の始まり

本プロジェクトの相手は最高人民裁判所（SPC）であり、ワーキング・グループ（WG）は

- Mr. Somsack TAYBOUNLACK（SPC 判事）
- Mr. Bounkhouang TAVISACK（裁判官研修所長）
- Mr. Phomsouvanh PHILACHANH（SPC 管理監査統計部副部長）
- Mr. Senkeo VIRAPHONDETH（SPC 判事）
- Ms. Souksavath BOUNMASENG（SPC 統計課長）

であった。

いずれも 30 歳台の優秀な裁判官である。なお、Mr. Phomsouvanh PHILACHANH は名古屋大学に留学したことがあるし、Mr. Bounkhouang TAVISACK はその後名古屋大学に留学し、Mr. Somsack TAYBOUNLACK はその後九州大学に留学した。この方達とは支援を通じて良い関係を結ぶことができたから、日本留学の経験も加えると、日本とラオスとの強い絆を結んでくれることになろう。ただ、この方達は優秀であるだけに、ラオスが他の国から受ける法支援のWGともなっており、この判決書マニュアル支援だけに専念することができなかつた点が問題であった。人材の層が薄い国ではやむを得ないのであろうが、対応が難しい。

第5 実情の把握

支援でまず行うべき重要なことは、被支援国の実情把握である。法支援は、支援国のものをそのまま持ち込めば良いのではない。被支援国の実情を理解し、それに応じた説明と助言を行うべきである。

私と関根澄子法総研国際協力部教官（当時。現東京地方裁判所判事）は、約 20 件の判

決書を読んで問題点を抽出した。その問題点は前記第2のとおりであった。2004年7月のヴィエンチャンでのセミナーの前に、訴訟審理の実情を把握するために一審法廷審理を傍聴し、裁判官に聞き取りを行った。

2004年10月大阪でのセミナーの際には、参加者から、詳しくラオス民事訴訟と判決書の実情を聴取した。民事訴訟法の条文を読んだだけでは分からない実情を把握することができた。例えば、民訴法の条文を読んだ以上に、当事者主義が行われていることが解った。また、公判審理の直後に外部と遮断された密室で合議を行い、法廷に戻ってすぐ判決を言い渡す制度（民訴法83-85条）は、外部からの裁判官への働きかけを防ぐ目的を持っていることがわかった。

これらの実情把握は大変に役に立った。

第6 2004年7月ヴィエンチャンでのセミナー

関根教官、小宮由美 JICA 長期専門家と私とで、ラオスの裁判官 15 人とWG 5 人とともに、5日間のセミナーを行った。判決書の役割とラオス判決書の問題点、日本判決書の紹介の講義を行った。また、実際のラオス判決書2件とそれを日本側が書き換えたものとを対比して説明した。この部分は参加者の興味をひき、より適切な改善事項についての質問がされた。

ほかに、記録に基づき判決理由部分だけを起案する演習を行った。

抽象的な講義よりも、具体的な事例を用いた受講者参加型のセミナーの方が、参加者の興味をひきやすく、効果的である。

第7 2004年10月大阪でのセミナー

ラオス側より判決書マニュアル目次が提出されたので、関根教官と私とが問題点を検討した。助言をしたところは多くの点に及ぶ。例を挙げると、貸金、離婚、売買代金事件など代表的な事件類型につき、事実欄に記載すべき事案の例を掲載すること、事実確定で証拠の引用の仕方を示すこと、書証の取り扱いで注意すべき事項を記載すること、反訴があるときの記載方法、マニュアルにモデル判決書を添付することなどである。

このセミナーでは、ラオスにおける民事訴訟の実情も詳しく把握することができた。参加者がWGの5人だけであったので、一般の裁判官も参加する現地セミナーとは異なり、高いレベルの議論と意見交換をすることができた。

第8 2005年2-3月ヴィエンチャンでのセミナー

Mr. Bounkhouang TAVISACK が主筆で作成した判決書マニュアル案が2005年1月に提出された。良くできたものであった。関根教官と私とはこれを熟読し、17頁のコメントを作成した。コメントは多岐にわたるが、特にマニュアルに具体的記載例を含めることと、モデル判決書を改善することが中心的なところであった。

ヴィエンチャンで2005年2月28日から、小宮長期専門家と私が担当して、WG

5人を含む20人とマニュアル案を検討するセミナーを行った。参加した裁判官より実務家らしい意見が述べられて、有益であった。WG 5人とは今後の予定について協議を行い、マニュアル案と特にモデル判決の更なる改訂を行うこととした。

第9 2005年8月のヴィエンチャンでのセミナー

前回のセミナー以降に私は文書で判決書案にコメントを行い、ラオス側でモデル判決書案の改訂を行ったので、小宮長期専門家と私が担当して、判決書案をセミナーで検討した。参加者には上級の裁判官が多く、その意見は実務的で具体的で有益であったが、改善の方向についての提案は少なかった。

セミナーの成果をも考慮して私がマニュアル案のうち更に加えるべき点、モデル判決書の改善すべき点を指摘するメモを作成した。ラオス語のできる小宮長期専門家が熱心にラオス側WGと協議してくれたので、マニュアルとモデル判決書案を完成させることができた。

WGが作成した判決書マニュアル案は最高裁判所上層部に提出され、審査がされた。これにはある程度の時間がかかった。完成したマニュアルとWG作成の案とを比較すると、改訂が加えられた部分も多い。

第10 完成したマニュアル

完成したマニュアルは、本文のほかに、4件のモデル判決書と演習のための参考記録が付されている。

本文は比較的短いですが、必要な事項は全て含まれ、前記第2の問題の全てについて説明がされた。

4件のモデル判決書は、実際にあった判決書を基に変更を加えて作成したものである。

本文とモデル判決書では、ラオス判決書が持っていた上記第2の1ないし8の問題点をほぼ解決することができた。判決書において最も重要なことは、争点を明らかにした上、争点につき丁寧な判断を証拠と法に従い示すことにあると考えているが、その点はマニュアル本文でも、モデル判決書でも十分に示された。

モデル判決書は、本文に示された原則を具体化し示すものであり、作成に力を入れた。モデル判決書の数は4件であるが、この程度の数が適切である。数が多いと丁寧な検討ができないし、本文の記載と矛盾するところが出てくる危険がある。モデル判決書の完成度は相当に高いと考えている。

演習用の記録は、記録により判決書を作成するためのものである。この記録は実際にあったものである。争点は貸金契約において貸金が交付されたかどうかの1点にあり、興味深い証拠関係であり、事実認定とその判決書への記載の演習に適切である。この事件については、指導者の参考とするために参考判決書が作成された。

完成したマニュアルは、600部印刷され、ラオスの全裁判官に配布された。

第 11 全国所長等協議会

ラオス最高裁判所は、2006年3月にヴィエンチャンで、完成した判決書マニュアルについて、全国の控訴裁判所長官、地方裁判所所長、副所長協議会を開いた。マニュアルの説明と質疑応答の後、ダヴォン副長官は、「今後は全国この新しい方式で統一する。」と答えられた。

添付の判決書について検討された。最高裁判所ダヴォン副長官は、非常に良くできた内容であると評された。しかし、形式的な事項、例えば、国章、数字の表記など形式的な事項につき本文の記載と一致しない部分があることが参加者より指摘され、これらは将来改訂することとされた。この点は上層部で本文を改めたが、判決書は従前のままになっていたことに原因がある。

最高裁判所カミー長官は、閉会式で、JICA や関係者への感謝を述べられ、「これまでラオスの判決書は形式も統一されておらず、内容も明確でないなど質の面でも問題があった。判決書マニュアルができた以上、各庁の所長、副所長は、今後はこれに沿って職員の判決書の指導を厳しく行ってほしい。」と訓辞された。

第 12 普及セミナー

2006年3月に、ラオス最高裁判所ダヴォン副長官とWGによって、判決書マニュアル普及活動が行われた。マニュアルの説明、質疑応答、判決書事例についての討論、参考記録による起案と討論が4日の日程で行われた。

引き続き、2007年にはラオスWGが中心となって7回の普及セミナーを行い、ラオスの全裁判官360人がこれに参加した。

最高裁判所幹部とWGは上手に参加者の熱意を引き出して、普及の目的を達したと聞いている。

第 13 幾分の感想

完成したマニュアルとモデル判決書は、日本人の目からすると当たり前のもののように見えるかも知れないが、ラオスの従前の実務を大きく改善するものと考えている。

しかし、ここに至るまでは長い道のりであった。

ラオス側は、判決書マニュアルとは判決書の書式を整えることと考えていて、判決書冒頭部の記載、例えば、国章を入れるかとか、数は数字で書くか、文字で書くかとかを議論したがった。日本側は、それらの形式的記載事項よりも、特に理由欄、次いで事実欄の記載の充実に力を入れた。しかし、従前からの実務を改めることになるため、一つずつ地道な説明と説得が必要であった。

一例を挙げると、事実欄の冒頭に、従前は「原告の主張は、訴状の記載によれば、次のとおり」と記載してきたのを、「原告の主張は、訴状の記載と公判での供述によれば、次のとおり」と改めること、事実認定に証拠を引用することも、簡単に受け入れたもの

ではない。

WGが5人という少数精鋭であった。このことは意思疎通を容易にし、責任を負っている者が明らかである点で良かった。

判決書マニュアルは、ラオスでは単なる教材ではなく、最高裁判所のお墨付きを得た指導書的な性格を有するらしく、その正式な完成には最高裁判所上層部の承認が必要であり、承認のために相当な期間が必要となり、普及活動を行う時間がなくなってしまった。

WGが重要な点については上層部と随時に相談をしながら案を作成するようにするのが望ましかった。

演習記録も作成された。普及活動においては、受講者が単に講義を受けるだけでなく、演習記録により判決書を作成することができるので、普及の効果が上がりやすいであろう。

東南アジアの他の国と比較すると、ラオスは人口も富も少ないが、判決書マニュアルの点では良い成果を、しかも早く挙げることができた。

今後、このマニュアルの趣旨が裁判官に理解され、ラオス裁判官の手で更に発展されて、ラオス判決書の質が向上することを願っている。